

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第20回会議配布資料	62
-----------------------------------	----

作業分科会における検討（1）

目 次

- 取調べの録音・録画制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 通信傍受の合理化・効率化，会話傍受・・・・・・・・・・ 5 頁
- 刑の減免制度，捜査・公判協力型協議・合意制度，刑事免責制度・・・ 9 頁
- 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方・・・・・・・・・・・・ 17 頁
- 被疑者国選弁護制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 頁
- 証拠開示制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 頁
- 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充・・・・・・ 25 頁
- 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 頁
- 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方・・・・・・・・・・ 35 頁

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、いわゆる裁判員制度対象事件について逮捕又は勾留されている被疑者を刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の取調べ及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 1の記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が1の記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であるとき
 - ② 1の記録をしたならば弊害が生じるおそれがあると認めるとき
 - ア 被疑者が1の記録を拒み、十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - イ 自己若しくはその親族等の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - ウ その他
- 3 1及び2は、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用するものとする。

【検討課題】

1 録音・録画義務の例外①について

- 具体的にどのような場合を例外とするか。そのために、例外の要件をどのようなものとするか。
- 録音又は録画の一方は困難であるが他方は可能である場合の取扱いをどうするか。

2 録音・録画義務の例外②について

(1) 検討の視点

- ・ 弊害の有無，内容及び程度
- ・ 当該弊害について，録音・録画義務の例外を設けることにより対処すべきか，それ以外の方法により対処すべきか。
- ・ 例外該当性の判断の在り方（誰が，どのような場面で，どのような資料に基づき，どのような方法で判断するのか等）
- ・ 録音と録画で異なる取扱いをすべきか。

(2) 個々の例外事由

ア 「ア（被疑者の拒否）」について

- 被疑者が録音・録画を拒否し，十分な供述ができないおそれがあると認める場合は，例外としてよいか。
- 拒否場面を録音・録画しなければならないこととするか。

イ 「イ（加害行為等のおそれ）」について

- 加害行為等のおそれにより，被疑者が十分な供述ができないおそれがあると認める場合は，例外としてよいか。被疑者に異議がないことを要件とするか。
- 加害行為だけでなく，畏怖・困惑行為のおそれがある場合も，例外とするか。「加害」の内容を，生命・身体に対する重大なものに限定するか。

ウ 「ウ（その他）」について

- どのような場合を例外とする必要があるか。
 - ・ 録音・録画の拒否とは別に、㉞のような例外を設けるか。
 - ・ 録音・録画記録の証拠開示や再生の制限によって、弊害を完全に解消できるか（㉞，㉞a）。
- 例外を設ける場合，できる限り明確で，かつ，過度に広範とならないものとするため，どのような要件とするのが適切か。

（考えられる例外事由）

- ㉞ 以下の事情により，被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - a 被疑者又は関係者の名誉，利益等が著しく害されるおそれがあること
 - b 被疑者が著しく不安，緊張，しゅう恥心等を覚えるおそれがあること
- ㉞ 関係者の心情，名誉，利益等が著しく害されるおそれがあると認めるとき
- ㉞ 以下の事情により，捜査に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき
 - a 捜査上の秘密が害されるおそれがあること
 - b 十分な取調べをすることができないおそれがあること
- ㉞ 得られた供述を証拠とすることを予定しない（専ら情報収集の目的）で取調べを行うとき

3 法的効果

- 録音・録画されていない供述の証拠能力について，特別の規定を設けるか。
- 取調べ状況の立証には録音・録画記録を必要的なものとするか。
- 自白法則や違法収集証拠法則の考え方や，例外事由の在り方と整合的なものとなるか。

第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度

考えられる制度の概要

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者取調べの一定部分（※）について、録音・録画を実施しなければならないものとした上で、それ以外の部分については、裁量により、録音・録画を実施することができるものとする。

※ 例えば、弁解録取手続や、取調べにおいて被疑者に供述調書の内容の確認を求める場面など、録音・録画の必要性及び弊害を考慮し、画一的に定めておく。

【検討課題】

1 「取調べの一定部分」の範囲

- 録音・録画を義務付ける「取調べの一定部分」として、具体的にどのようなものが考えられるか。

2 例外の要否及びその内容

- 「第1」の制度案についてと同様に、録音・録画に必要な機器の故障や被疑者の拒否などの例外を設けるか。

3 対象事件の範囲

- 裁判員制度対象事件の身柄事件とするか。

4 その他

- 取調べの録音・録画制度の趣旨に照らし、適切な範囲の録音・録画の実施が担保できるか。
- 「第1」の制度案において、現実に機能する形で適切な範囲の例外事由を設けることができるか。

通信傍受の合理化・効率化

第1 対象犯罪の拡大

考えられる制度の概要

通信傍受の対象犯罪（通信傍受法別表に掲げる犯罪）に以下の罪を加えるものとする。

- ① 窃盗，強盗，詐欺，恐喝
- ② 殺人
- ③ 逮捕・監禁，略取・誘拐
- ④ その他重大な犯罪であって，通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

【検討課題】

◎ 個々の罪種に関する追加の要否・可否

〔検討の視点〕

- ・ 犯罪の重大性
- ・ 捜査手法としての通信傍受の必要性・有用性

① 窃盗，強盗，詐欺，恐喝

- 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否（対象犯罪に組織性の要件を付加するか等）

② 殺人

- 現行法上，組織的殺人が対象犯罪とされていることとの関係

③ 逮捕・監禁，略取・誘拐

- 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否

④ その他重大な犯罪であって，通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

- 組織を背景とした犯罪
 - ・ 児童ポルノ関連犯罪，ヤミ金関連犯罪，人身取引関連犯罪
- 暴力団関連犯罪
 - ・ 一般国民が標的となり得る犯罪（放火，傷害致死，爆発物使用等），賭博関連犯罪，マネー・ロンダリング関連犯罪
- テロ関連犯罪
- その他

第2 立会い、封印等の手続の合理化

考えられる制度の概要

- 1 傍受の対象となる通信について、通信事業者の施設において暗号化した上で送信し、捜査機関の施設においてスポット傍受の機能を組み込んだ専用の装置で復号化することにより傍受を行うとともに、傍受をした通信については暗号化して記録する仕組みを、新たに採用するものとする。
- 2 1の場合には、通信事業者等による立会い及び封印を要しないものとし、また、記録媒体（原記録）の裁判官への提出については、傍受の実施終了時に一括して提出すれば足りるものとする。

【検討課題】

1 新たな仕組み自体の適正担保方策の在り方

- 装置が適正に作動することを、誰がどのように担保するか（第三者による認証、仕様の公開・監査等）。
- その他の不正の余地を最小化する技術的な措置

2 新たな仕組みにおける通信の暗号化・復号化の具体的な手続・方法

通信の暗号化・復号化には鍵と呼ばれるプログラム（以下「鍵」という。）が用いられるところ、

- 鍵の生成装置は誰が管理することとするか。
- 鍵の具体的な生成行為や送信装置への入力、誰がどのように行うこととするか。

3 裁判官に対する原記録の提出

- 新たな仕組みの下でも遅滞なき提出を必要とするか。

第3 該当性判断のための傍受の合理化

考えられる制度の概要

- 1 該当性判断のための傍受の方法として、全ての通信を一旦記録しておき、事後的にスポット傍受の方法による必要最小限度の聴取を行う仕組みを新たに採用するものとする。
- 2 1の仕組みにより傍受を行う場合には、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 「第2」の新たな仕組みにより、捜査機関の施設において記録・聴取を行う。この場合、通信事業者の立会い・封印は要しない。
 - (2) 現行制度と同じく、通信事業者の施設において記録・聴取を行う。この場合、記録開始時及び聴取の際に通信事業者の立会いを要するものとし、記録中はその場所への捜査機関の立入りを認めないこととするとともに、立会人による封印を必要とする。

会話傍受

考えられる制度の概要

- 1 ①から③までの各場面を対象として、捜査機関が傍受機器を設置し、犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。
 - ① 振り込め詐欺等の拠点となっている事務所等
 - ② 対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両
 - ③ コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物
- 2 対象犯罪は、1 ①については詐欺・恐喝、1 ②については対立抗争等に関連して犯される殺人、銃器関連犯罪等、1 ③については薬物関連犯罪・銃器関連犯罪とするものとする。
- 3 対象犯罪が犯されたことを疑うに足りる十分な理由、他の方法によっては犯人を特定し又は犯行の状況等を明らかにすることが著しく困難であることを令状発付の要件とするものとする。
- 4 傍受機器の設置又は取り外しのため1 ①又は②に掲げる場所又は車両に立ち入るには、令状発付の際、裁判官の許可を受けなければならないものとする。

【検討課題】

1 権利制約を最小限にするための制度の在り方

- 補充性に加えて、緊急性も要件とするか。
- 最小化（スポット傍受）の方法又はこれに代わる方策を必要とするか、具体的にどのように行うのか。
- 傍受ができる期間をどの程度とするか。

2 傍受の実施の適正を担保するための方策

- 立会い、封印等を必要とするか、技術的手段により代替し得るか。
- 令状提示を必要とするか、誰に対して行うか。
- 傍受ができる期間・時間の遵守をどのように担保するか、技術的手段により担保し得るか。
- 傍受の対象場所に傍受機器が設置されること（他の場所に設置されないこと）をどのように担保するか、技術的手段により担保し得るか。
- 傍受の対象場所の管理者等に対する事後通知を必要とするか。

刑の減免制度

考えられる制度の概要

1 自己の犯罪事実を明らかにするための行為

罪を犯した者が、自己の犯罪事実を明らかにするため一定の重要な行為（供述、証拠の提出、その他の行為）をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②当該犯罪の軽重及び情状、③その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕することができるものとする。

2 他人の犯罪事実を明らかにするための行為

罪を犯した者が、他人の犯罪事実を明らかにするため一定の重要な行為（供述、証拠の提出、その他の行為）をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②自己及び他人の犯罪の軽重及び情状、③これらの犯罪の関連性、④その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。

3 対象犯罪は、限定しないものとする。

【検討課題】

1 刑の減免事由

◎ 犯罪を明らかにするための行為を積極的に評価することによって自発的な供述等を促すという目的を達するために、どのような行為を減免事由とするか。

(1) 対象となる「犯罪事実」

○ 「他人の犯罪事実を明らかにするための行為」については、共犯者の犯罪事実のみならず、それ以外の他人の犯罪事実を明らかにするための行為をも含むこととするか。

(2) 明らかにするための「行為」の限定

○ 一定の重要な行為に限定するとして、「犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない行為」とするか。

2 減免事由の該当性判断

- 主張・立証の在り方
- 裁判所の認定の在り方

3 量刑に与える影響

4 供述等の真実性の担保

- 運用における対処の在り方
- 虚偽供述等に対する制裁
 - ・ 必要とした場合の構成要件の内容
- その他の方策
 - ・ 取調べの録音・録画制度と関連付けることの要否，当否
 - ・ 共犯者供述に補強証拠を必要とするものの要否，当否

考えられる制度の概要（別紙参照）

- 1 検察官は、被疑者・被告人及び弁護人との間で、次に掲げる事項について合意をすることができるものとする。
 - (1) 被疑者・被告人において、他人の犯罪事実を明らかにするため、
 - ・ 取調べにおいて真実の供述をすること
 - ・ 他人の刑事事件の証人として真実の証言をすること
 - ・ 証拠物を提出し、又はその押収のため必要な協力をする事
 - ・ その他関連事項
 - (2) 検察官において、以下の恩典を付与すること
 - ア 処分上の恩典
 - ・ 不起訴、特定の訴因及び罰条による訴追、訴因又は罰条の撤回又は変更、公訴の取消し
 - ・ 即決裁判手続の申立て、略式命令請求 など
 - イ 量刑上の恩典
 - ・ 特定の科刑意見
 - ウ その他の恩典
- 2 合意は、検察官、被疑者・被告人及び弁護人が連署した書面によらなければならないものとする。
- 3 検察官は、被告事件について当事者間で合意が成立しているとき及び証人となり得る者との間で合意が成立しているときは、裁判所に対し、その旨を明らかにしなければならないものとする（裁判所は、合意の存在及び内容を把握した上で審理を行う。）。
- 4 当事者の離脱により、合意は、将来に向けその効力を失うものとする。
- 5 被疑者・被告人が合意から離脱した場合について、当事者間の公平を担保するための仕組みを設けるものとする。

【検討課題】

1 合意の内容

制度概要 1 の合意できる内容に関し、

- 検察官が「特定の科刑意見」を述べることに合意できるとすることの要否及び当否

2 合意及びそれに向けた協議の手続等

(1) 手続の関与者等

- 送致事件において、司法警察職員は、合意及びそれに向けた協議にどのように関与するものとするか。また、合意に犯罪被害者等の意向を反映するためどのような方策が考えられるか。

(2) 検察官において考慮すべき事情

- 合意できる内容を法定することに加え、制度上、検察官において、本制度の利用に当たり、合意により得るべき捜査・公判協力の不可欠性や被疑者・被告人が犯した犯罪の軽重及び情状等を踏まえた合意の相当性等を考慮しなければならないこととするか。

(3) 合意が成立しなかった場合における協議の過程で新たになされた供述の取扱い

- 合意が成立しなかった場合に協議の過程で新たになされた供述の証拠能力を制限するか。その対象とする証拠の範囲及び制限の内容をどのようなものとするか。

3 合意からの離脱等

(1) 合意からの離脱

- 当事者は、どのような場合に合意から離脱できることとするか。
 - ・ 相手方当事者が合意に違反した場合
 - ・ その他

(2) 検察官の合意違反により被疑者・被告人が合意から離脱した場合における当事者間の公平を担保するための仕組みの在り方

ア 合意に違反する検察官の行為の効力

- 合意に違反する検察官の行為の効力を否定又は制限するため、具体的にどのような措置を講じるか。

イ 合意の失効前に合意に基づいて得られた証拠の証拠能力

- 検察官の合意違反により被疑者・被告人が合意から離脱した場合、合意に基づいて得られた証拠の証拠能力を制限するか。その対象とする証拠の範囲及び制限の内容をどのようなものとするか。

4 対象犯罪

5 その他

(1) 収集される供述の真実性担保方策（いわゆる引き込みの危険への対処）

- 考えられる対処方策
 - ・ 協議の過程における協力内容の信用性の吟味とその内容に見合った適

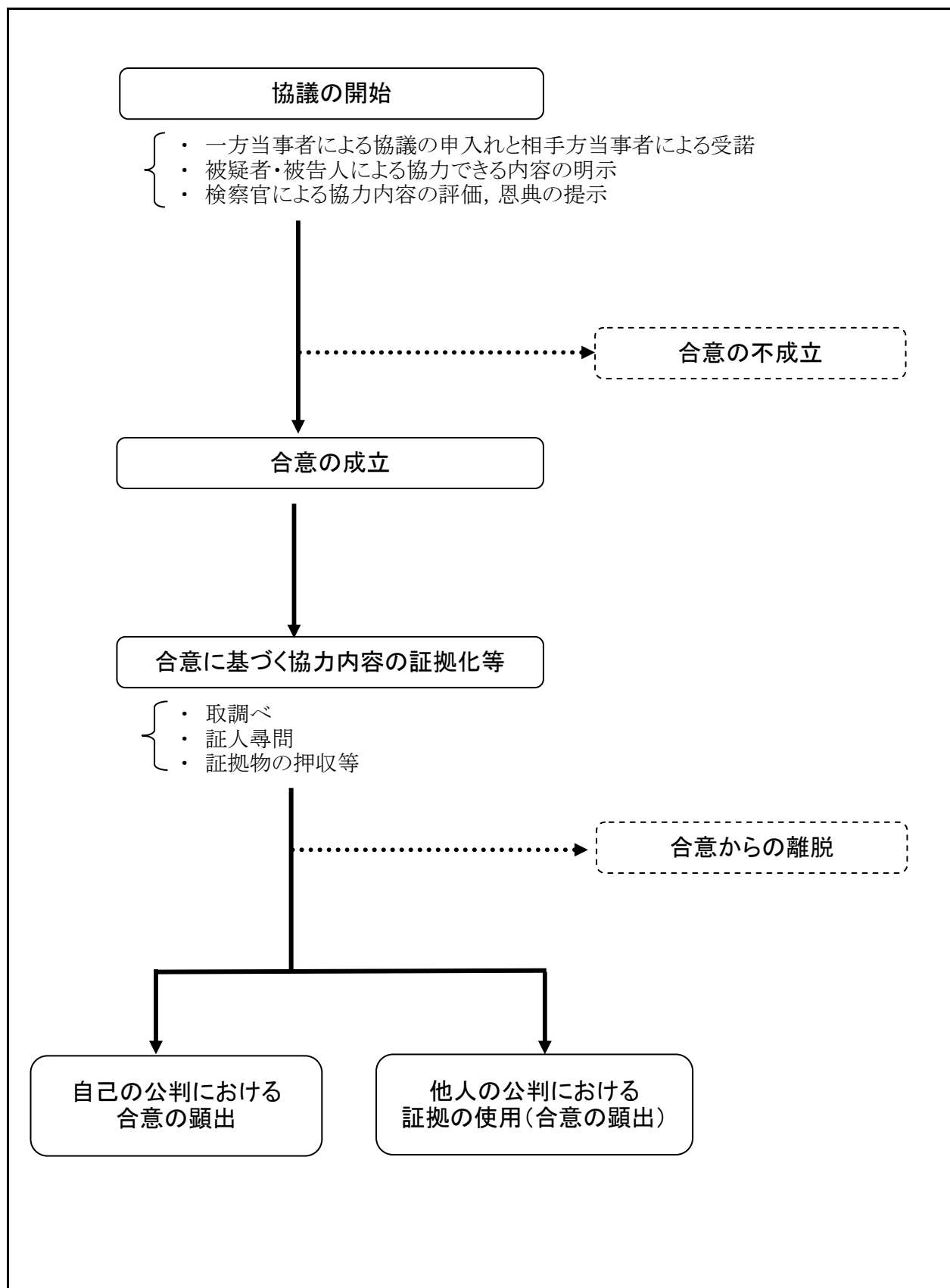
切な恩典の提示及び合意

- ・ 合意に係る捜査・公判協力の内容が虚偽であることが明らかになった場合における検察官による合意からの離脱
 - ・ 恩典を得る目的で他人の犯罪事実に関してなされた虚偽の供述等の処罰 など
- 協議開始前の取調べ及び合意成立後の合意に基づく供述を証拠化する取調べについての録音・録画の在り方

(2) 捜査への影響

- 被疑者・被告人が制度を悪用して捜査の引き伸ばしやかく乱を図る事態が生じることとなるか。

考えられる捜査・公判協力型協議・合意の手続の流れ



刑事免責制度

考えられる制度の概要

1 刑事免責制度

- (1) 検察官は、裁判所（長）に対し、証言をすべき旨の命令を請求できるものとする。
- (2) 裁判所（長）は、(1)の請求があったときは、証人に対し、証言をすべき旨の命令をするものとする。
- (3) (2)の命令があったときは、証人は、刑訴法第146条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒絶できないものとする。
- (4) (2)の命令があった後に証人が尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、証人による偽証に係る事件を除き、証人に対する刑事事件において、証人に不利益に使用できないものとする（派生使用免責）。

2 第1回公判期日前の証人尋問における利用

刑事免責制度は、第1回公判期日前の証人尋問においても利用できるものとする。

【検討課題】

1 どのような場合に本制度を利用できるものとするか

(1) 命令請求の在り方

- 検察官が命令を請求できる場面を制度上限定するか。
 - ・ 証人が証言を拒絶した場合
 - ・ 証人が証言を拒絶するおそれがある場合
 - ・ 証人が虚偽若しくは不十分な供述をし、又はそのおそれがある場合
- 検察官が命令請求に当たり考慮すべき事情を法律で定めるか。
 - ・ 関係する犯罪の軽重及び情状
 - ・ 証言の重要性
 - ・ その他

(2) 裁判所（長）の判断事項等

- 裁判所（長）は、請求を受け、命令を発出するに当たり、どのような審査を行うこととするか。
 - A案** 請求の適式性を確認した上、命令を発するものとする。
 - B案** 命令の必要性及び相当性を実質的に審査し、（明らかに）これらの一方又は双方を欠くと認めるときは、命令請求を却下できることとする。

る。

- 裁判所（長）の職権による命令を認めることの要否及び当否

(3) 命令の効力

- 命令は、当該証人尋問の間、その効力を有するものとするか。

2 第1回公判期日前の証人尋問における利用の在り方

- 証人尋問について本制度を導入することとした場合、特に排除しない限り、第1回公判期日前の証人尋問においても、本制度を利用できることとなる。
- 更に本制度を十分に活用できるようにするため、第1回公判期日前の証人尋問を拡充するか。その場合、現行規定のどのような要件を見直す必要があるか。

3 対象犯罪

4 その他

- 刑事手続の公正及び国民感情との関係
- 本制度の下で収集される証言の信用性担保方策

被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

第1 勾留と在宅の間の中間的な処分

考えられる制度の概要

- 1 勾留と在宅の間の中間的な処分（以下仮に「中間処分」という。）は、一定の事件について、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であって、中間処分が相当であるときに限り、することができるものとする。
- 2 裁判官は、検察官から中間処分の請求を受けたときは、被疑者の陳述を聴いて、被疑者を中間処分に付することができるものとする。
- 3 (1) 中間処分に付された被疑者は、罪証隠滅又は逃亡の防止を図るために必要な一定の事項を遵守しなければならないものとする。
(2) 中間処分の期間は、2か月とする。
- 4 (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、中間処分に付されている被疑者が3(1)の事項に違反した場合その他一定の場合には、被疑者を刑事施設等に引致することができるものとする。この場合において、検察官は、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、48時間以内に裁判官に勾留を請求し、留置の必要がないと思料するときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。
(2) (1)の勾留の請求を受けた裁判官は、被疑者が3(1)の事項に違反した場合その他一定の場合には、被疑者を勾留することができるものとする。

【検討課題】

1 中間処分を設ける趣旨・必要性

- 現在の勾留の運用に具体的にどのような問題があるか。
- 中間処分の対象として想定されるのは具体的にどのような場合か。

2 勾留との関係（制度概要1関係）

- ①「考えられる制度の概要」のように、中間処分は、勾留の理由のある被疑者のうち一定の要件に該当するものについてのみ、特に選択し得るものとするか、②勾留は、中間処分によっては罪証隠滅又は逃亡の防止を図ることができない場合に限ってすることができることとする（現行の勾留の要件を改め、補充性を要件とする。）か。

3 中間処分の要件（対象犯罪を含む。）（制度概要 1 関係）

- 対象犯罪を限定すべきか。限定する場合には、どのような視点から、どのような範囲のものとするのが適当か。
- 対象犯罪以外の要件をどのように定めることとするか。中間処分を選択するのが適当でないのはどのような場合か。

4 中間処分をする場合の手続（制度概要 2 関係）

- 検察官が勾留を請求した場合にも中間処分を可能とするか、その場合の理論的根拠をどう考えるか。

5 中間処分の内容（制度概要 3 関係）

- 罪証隠滅又は逃亡の防止を実効的に図るためには被疑者にどのような事項を義務付ける必要があるか。取調べ等のための捜査機関への出頭を義務付けることとするか。
- 義務の遵守をどのようにして担保するか。

6 勾留への移行（制度概要 4 関係）

- どのような場合に勾留に移行することとするか。

7 勾留から中間処分への変更

- 勾留中の被疑者について中間処分への変更を可能とするか、その場合の理論的根拠をどう考えるか。

8 起訴後における中間処分の必要性

- 起訴後についても中間処分を設ける必要があるか。
- 保釈制度との関係をどう考えるか。

第2 身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定

考えられる規定の概要

1 否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について

A案

勾留又は保釈の裁判においては、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことを被疑者若しくは被告人に不利益に考慮してはならない。

B案

勾留又は保釈に係る判断に当たっては、被疑者又は被告人が被疑事実若しくは公訴事実を認める旨の供述若しくは陳述をせず、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことのみを理由として、罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると認めてはならない。

2 身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項について

A案

検察官、検察事務官及び司法警察職員は、できる限り、被疑者の身体拘束を避け、身体を拘束する必要がなくなったときは直ちに釈放することに努めなければならない。

B案

被疑者又は被告人の勾留については、その社会生活上の重要な利益を不当に害しないように留意しなければならない。

【検討課題】

- このような指針規定を設ける必要性があるか。
- 指針規定の法律上の効果はどのようなものか、これに違反した場合にはどのような効果が生じるか。
- 指針規定を設けることにより現行の運用にどのような影響が及ぶこととなるか。
- 刑事手続に関する諸原則とどのような関係に立つか。

被疑者国選弁護制度の拡充

考えられる制度の概要

被疑者国選弁護制度の対象を、現行の「死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている」事件（刑訴法第３７条の２第１項）から、「被疑者に対して勾留状が発せられている全ての事件」に拡大するものとする。

【検討課題】

1 弁護士の対応態勢

- 日本弁護士連合会によれば、対象事件の拡大には、弁護士の人数増や各単位弁護士会内における応援態勢の構築等により十分に対応できるとされるが、各地域の実情を踏まえたより緻密かつ具体的な検証が必要ではないか。

2 公費負担の合理性

- 対象事件の拡大に伴う公費負担の増加の必要性及び合理性について、次の点も含め、国民の理解が得られるか。
 - ・ 我が国の財政事情が厳しい中、被疑者国選弁護事業費として既に５０億円超の公費負担がなされているが、対象事件の拡大により対象事件数が約４割増加する場合、更に毎年２０億円超の公費負担が必要となる。
 - ・ 平成２１年に被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大された後における、対象事件の更なる拡大を必要とする具体的かつ説得的な理由の有無
 - ・ 国選付添人制度の対象事件の拡大との関係
 - ・ 犯罪被害者等の不公平感
 - ・ 被告人による国選弁護費用の負担の実情
- 公費負担の総額の増加を抑制するため、どのような方策が考えられるか。

証拠開示制度

第1 証拠の一覧表の交付

考えられる制度の概要

- 対象事件において、公判前整理手続における被告人側からの請求により、検察官が保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする。
- 検察官が、証拠の一覧表の交付後、新たに証拠を保管するに至った場合には、一覧表を追加して交付するものとする。
- 一定の弊害がある場合には、その記載をしないことができるものとする。

【検討課題】

1 趣旨等

- 現行の証拠開示制度の下で、一覧表を交付する趣旨・目的や位置付けをどのように考えるか。
 - ・ 証拠開示請求のための便宜
 - ・ 証拠開示をめぐる争いの解消
 - ・ 捜査機関による証拠管理 等
- 裁判所が証拠開示の裁定の際に提示を命ずる証拠の標目の一覧表（刑訴法第316条の27第2項）との関係をどのように考えるか。
- 検察官の主張とも被告人側の主張とも関連しない証拠をも含めた証拠全体の一覧表を交付することは、証拠開示制度の枠組みと整合するか。

2 対象事件

- 公判前整理手続に付された事件を前提としつつ、検察官の負担を考慮して限定するべきか。

3 交付の時期

- 刑訴法第316条の14の規定による検察官請求証拠の開示後から、刑訴法第316条の17第1項の規定による被告人側の主張明示後までの、いずれの段階とするか。
 - ・ 類型証拠開示請求の前とすべきか。
 - ・ 多くの証拠の一覧表を初期段階までに作成しなければならない（これが交付されないと開示請求の段階に移らない）ものとすることによって、手続の遅延を招かないか。

- ・ 被告人側の主張明示前とすることは、段階的な証拠開示制度の枠組みと整合するか。

4 交付の要件

5 証拠の一覧表の記載事項

- 証拠の標目について、内容にわたらない識別事項としてどのようなものを記載することとするか。また、作成者の裁量が生じ得る記載事項を設けることが相当か。

6 弊害への対応

- 以下の弊害があるときには、記載をしないことができるものとするか。
 - ・ 身体、財産に害を加え、又は畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - ・ 犯罪の証明に支障を生ずるおそれ
 - ・ 関係者のプライバシーを害するおそれ等
- 弊害がある場合の不記載について、不服申立（裁定・即時抗告）手続を設けるか。

第2 公判前整理手続の請求権

考えられる制度の概要

当事者に公判前整理手続に付することの請求権を与えるものとする。

【検討課題】

1 趣旨等

- 当事者に請求権を与える趣旨・必要性は何か。
 - ・ 「争点及び証拠の整理」という整理手続の目的との関係で、請求権がないことによる不都合が生じているか。請求権を与えることにより不都合が解消されるか。
- 請求権の効果をどのように考えるか。
 - ・ 裁判所に応答義務を生じさせることにどのような効果があるか（不服申立てについては後記2）。
- 受訴裁判所が主宰する公判準備手続であることと整合するか。
 - ・ 当事者の判断や意見をどのように考慮するか。
 - ・ 整理手続によらない事前準備の有用性をどのように考えるか。

2 不服申立手続

- 不服申立手続を設ける必要があるか（即時抗告を認めて救済すべきものか）。
- 訴訟手続全体が遅延しないか。
- 公判運営に責任を負い整理手続を主宰すべき受訴裁判所の判断を別の裁判所が覆することができる仕組みが相当か。

第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）

考えられる制度の概要

一定の証拠を類型証拠開示の対象として追加すること

【検討課題】

- 必要性－現行の類型証拠開示の対象類型（刑訴法第316条の15第1項各号）について、どのような不都合が生じているか。
- 以下の証拠について、主張明示前の段階で類型証拠開示の対象とする必要性があるか、それが相当か。
 - ・ 検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述であって、「供述者の直接体験した事実に関する供述」以外のものを内容とする、被告人以外の者の供述録取書等
 - ・ 検察官側証人予定者が身柄拘束中に行われた取調べ日時・場所等の取調状況を記録した書面
 - ・ 検察官が取調べを請求した証拠物の押収経過に関する供述録取書等
 - ・ 類型証拠として開示される証拠物の押収経過に関する供述録取書等

犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の場所にその証人を在席させてビデオリンク方式により尋問することができるものとする。

- ① 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 同一構内に出頭するに際し、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- ③ 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内への出頭が困難であると認められる者

【検討課題】

1 同一構内以外の場所に在席して尋問を受けることができる証人の範囲

(1) 上記①について

ア 対象者の範囲

イ 要件

- 対象者は、「刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者」（いわゆる性犯罪の被害者）のほか、それ以外の被害者も含めた証人一般とし、①の要件を満たす者とするか。

(2) 上記②について

ア 趣旨等

- 出頭に際しての証人の安全確保
- この類型の必要性・有用性をどう考えるか。

イ 要件

- （畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず）加害行為のおそれがある場合を対象とするか。

ウ その他

- 証人の在席場所を相手方に知らせないものとするか。

(3) 上記③について

ア 趣旨

○ 公判審理の充実確保

イ 要件

○ どのような場合にどのような者を対象とすべきか。その要件としてどのような規定とすることが適切か。

2 証人が在席する場所の範囲

○ 他の裁判所の構内に限るか。それ以外の場所（刑事施設等）も認めるか。

3 当事者の意見

○ 検察官及び被告人又は弁護人の意見をどのように考慮するか。

4 現行規定の見直しについて

○ 刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に列挙された罪名について、見直しを要するか。

○ 加害行為等のおそれが認められる証人につき、同一構内でのビデオリンクも可能とする必要があるか。

第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

考えられる制度の概要

- 検察官は、性犯罪の被害者等について、その者の同意があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に、証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録して行うその者の証人尋問を請求することができるものとする。
- 1の記録媒体がその一部とされた調書は、刑訴法第321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができるものとする。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。

【検討課題】

1 対象者及び要件

- 負担軽減の必要性などの観点を踏まえ、対象者の範囲や要件をどのように定めるか。
 - ・ 性犯罪の被害者（刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に掲げる者）
 - ・ その他の証人予定者についても、年齢や心身の状態等の事情を考慮し、公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある者は対象とするか（同項第3号参照）。

2 その他

- 防御や反対尋問への影響
- 負担軽減の程度

第3 証人に関する情報の保護

1 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

考えられる制度の概要

検察官は、刑訴法第299条第1項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるに当たり、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、氏名及び住居を知る機会を与えることに代わる措置を採ることができるものとする。

【検討課題】

(1) 代替措置を認める要件

- 証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められること（刑訴法第299条の2参照）とするか。（畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず）加害行為のおそれがある場合を対象とするか。

(2) 代替措置の範囲

- 証人保護の必要性、防御への影響及びこれに対する配慮などの観点を踏まえ、どのような範囲の代替措置を認めるか。

A案

氏名及び住居に代わる呼称及び連絡先を開示する。

B案

住居に代わる連絡先を開示する。

(3) 防御への配慮

- 防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合は除外する（氏名・住居を知る機会を与える）か。

(4) 不服申立て

- 代替措置の可否に関する争いがある場合は、裁判所が裁定するものとするか。裁定の内容は、氏名・住居の開示を命じるものとするか、別の代替措置をとることも可能とするか。

(5) その他

- 弁護人には氏名・住居を開示した上で、被告人には知らせてはならない旨の条件を付する制度とするか。
- 代替措置を採った場合の裁判所における証人の氏名・住居の取扱い（訴訟記録の取扱いを含む。）をどうするか。

2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる場合において、証人等（証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者であって、被害者以外の者をいう。）から申出があり、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住居その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとし、裁判所が当該決定をしたときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行い、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときはこれを制限することができるものとする。

- ① 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合
- ② 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがある場合

【検討課題】

(1) 制度化の趣旨

- 運用により対応可能か。制度化することの趣旨・影響をどのように考えるか。

(2) 秘匿を認める対象者及び要件

- 対象者（「証人等」）の範囲をどのようにするか。
- ①の類型について、（畏怖・困惑のおそれがある場合は対象とせず）加害行為のおそれがある場合を対象とするか。
- ②の類型について、本制度の対象とするか。その場合の対象者の範囲は①と同じとするか。

第4 証人の安全の保護

考えられる制度の概要

報復等による生命・身体への危険がある証人について、証言後をも含むその安全の確保を図るため、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その者を特定する事項の変更その他の証人の所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができるものとする。

【検討課題】

1 考えられる具体的な保護の内容

- 一時的に別の氏名の使用を認めること
- 住居の変更を第三者に追跡されない仕組みを設けること

2 他制度との調整

- 戸籍、住民登録その他の諸制度との調整
 - ・ 別の氏名の使用を認める際の要件・手続・効果
 - ・ 戸籍や住民登録等の取扱い（別名の使用や住居の変更等を第三者に追跡されないための仕組み）
 - ・ 租税、年金、運転免許等の各種資格など行政上の権利義務や法的地位の取扱い
 - ・ 対象者の債権・債務の取扱い（債権者の保護と対象者の安全確保・所在秘匿を両立させる方法）

3 その他

- その他の保護措置（安全な生活環境の設定・維持）も行うものとするか。運用に必要な予算・人員等をどうするか。

公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

第1 証人の出頭及び証言を確保するための方策

1 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑（10万円以下の罰金又は拘留）を以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{c} 1 \text{ 年} \\ 2 \text{ 年} \end{array} \right\}$	以下の懲役	又は	$\left\{ \begin{array}{c} 20 \text{ 万円} \\ 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$	以下の罰金
--	-------	----	---	-------

【検討課題】

- 法定刑を引き上げる理由をどのように考えるか。
- 行政機関等への不出頭等の罪の法定刑と比較して、同程度の法定刑とするか、より重い法定刑とするか。

2 証人の勾引要件の緩和

考えられる制度の概要

- 証人の勾引要件を緩和し、召喚手続を経ずに証人を勾引できるものとする。
 - A案** 正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれがあるときは、勾引することができる。
 - B案** 正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれが明らかであるときは、勾引することができる。
- 裁判所が証人を召喚することができる明文の規定を設けるとともに、再召喚についての規定を削除する。

【検討課題】

- 被告人の勾引要件（刑訴法第58条）と同じとするか（A案）、要件をより厳格なものとするか（B案）。
 - ・ 必要的弁護事件における弁護人の不出頭に関する刑訴法第289条第3項とも平仄を合わせて、「おそれがあるとき」（A案）とするか。
 - ・ 「おそれがあるとき」とした場合と、「おそれが明らかであるとき」とした場合とで、実務上どのような違いがあるか。

第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

1 証拠隠滅等，犯人蔵匿等の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証拠隠滅等，犯人蔵匿等の各罪の法定刑（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を，以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{c} 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{c} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- 法定刑を引き上げる理由をどのように考えるか。
- 業務妨害罪や強制執行妨害関係の罪の法定刑との均衡も考慮しつつ，具体的な法定刑をどう定めるか。
- 組織的犯罪処罰法における証拠隠滅等及び犯人蔵匿等の加重処罰規定の法定刑も引き上げるか。

2 証人等威迫罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人等威迫罪の法定刑（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を，以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{c} 2 \text{ 年} \\ 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{c} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- 法定刑を引き上げる理由をどのように考えるか。
- 証拠隠滅等，犯人蔵匿等の罪の法定刑との均衡のほか，刑法の暴行・脅迫罪や，暴力行為等処罰に関する法律第2条の罪（集团的，常習的面会強請・強談威迫）の法定刑との均衡も考慮しつつ，具体的な法定刑をどう定めるか。
- 組織的犯罪処罰法における証人等威迫の加重処罰規定の法定刑も引き上げるか。

第3 被告人の虚偽供述に対する制裁

考えられる制度の概要

以下のように、被告人に証人適格を認め、被告人が証人として行った偽証にも偽証罪（刑法第169条）が適用されるものとする。

- 1 裁判所は、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人を証人として尋問するものとする。
- 2 (1) 1の尋問については、被告人の包括的黙秘権（同法第311条第1項）の規定は、これを適用しないものとする（※1）。
(2) 1の尋問については、被告人の尋問権（刑訴法第157条、第304条第2項）、付添い（同法第157条の2）・遮へい（同法第157条の3）・ビデオリンク（同法第157条の4）、証人の旅費等請求権（同法第164条）等の規定は、これを適用しないものとする（※2）。
- 3 現行の被告人質問（同法第311条第2項・第3項）は、廃止する。

※1 一般の証人と同様の証言拒絶権（同146条等）の行使のみを認める（刑訴法146条の証言拒絶権については、一度ある事項について供述すれば、その事項については証言拒絶権を放棄したものとみなされ、反対尋問などでの更なる尋問に証言を拒めないと解されているところ、被告人が証人となる場合も同様に解することとなる。）。

※2 宣誓に関する規定は、被告人が証人となる場合にも適用する。

【検討課題】

1 冒頭手続における陳述や最終陳述の取扱い

- これらの手続における被告人の陳述は、証拠とはならないものとするか（明文で規定するか。）。

2 その他（制度の採否に関連する検討課題等）

- 被告人の防御との関係
 - ・ 被告人が証人とならないこと自体により不利益な推認がされてはならない旨の規定を設けるべきか。
- 現行の量刑実務との関係
 - ・ 量刑のための情状資料が得られにくくならないか。
 - ・ 起訴されていない余罪の処罰と同様の問題を生じないか。
- 刑事裁判の在り方への影響（黙秘が増加する可能性など）

- 被告人が偽造・変造証拠を公判で使用する行為を処罰の対象とすることの当否
 - ・ 被告人が偽証以外の方法で虚偽の供述を公判に顕出すること（虚偽の供述書の提出等）も、処罰の対象とすべきか。

自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

第1 自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置

考えられる制度の概要

A案 公訴取消後の再起訴制限の緩和

被告人が簡易迅速な手続に同意していた場合において、公判期日の冒頭手続において被告人が有罪陳述をせず、又は有罪陳述若しくは同意が撤回され、検察官が公訴を取り消したときには、刑訴法第340条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができるものとする。

B案 同意等の撤回の制限（A案に加え）

- 1 第一回公判期日前の有罪陳述手続を新設し、被告人及び弁護人の同意を要件として、同陳述手続において、被告人による有罪陳述及び簡易迅速な手続により審判をする旨の裁判所の決定をすることができるものとし、当該決定がなされた事件については、同陳述手続を公判期日における冒頭手続とみなすものとする。
- 2 簡易迅速な手続によることについての同意及び有罪陳述は、やむを得ない事由がなければ撤回することができないものとする。

【検討課題】

1 A案について

- 捜査の簡易迅速化を図る仕組みとしての有効性をどう考えるか。
- 公訴取消後の身柄拘束が必要な場合には、現行法下と同様の再逮捕・再勾留の取扱いによるものとするか。
 - ・ 再逮捕までの間の逃亡・罪証隠滅を防止できるか。
 - ・ 再勾留が不当に長くならないようにすることができるか。

2 B案について

- 捜査の簡易迅速化を図る仕組みとしての有効性をどう考えるか。
- 第一回公判期日前の有罪陳述手続は、受訴裁判所が行うものとするか。具体的な時期や手続はどのようなものが考えられるか。
 - ・ 証拠開示の時期との関係をどう考えるか。
- 同意等の撤回を制限することの可否をどう考えるか。
- 同意等の撤回を認める「やむを得ない事由」としてどのようなものが考えられるか。

3 両案について

- A案のみを採るか，B案も併せて採るか。それ以外の制度の在り方が考えられるか。

第2 一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設

(以下、仮に「新し続」という。)

考えられる制度の概要

※ 以下の内容の新し続を創設し、現行の即決裁判し続と併存させる。

- 1 (1) 検察官は、対象事件について、一定の事情を考慮して相当と認めるときは、公訴の提起と同時に新し続の申立てをすることができるものとし、裁判所は、新し続によることについての被告人及び弁護人の同意等を要件として、新し続により審判をする旨の決定をするものとする。
- (2) 検察官は、被疑者又は弁護人に対し、新し続によることについて同意をするかどうかの確認を求める際、公訴を提起すべき事実の要旨及び予定している求刑の内容を告知するものとする。被疑者に対しては、科刑制限及び上訴制限について説明し、通常公判も可能である旨を告知するものとする。
- 2 裁判所は、1 (1)の決定に先立ち、科刑制限及び上訴制限について説明し、通常公判も可能である旨を告知するものとする。
- 3 3年を超える懲役又は禁錮の言渡しはできないものとする。
- 4 1 (1)の決定があった日からできる限り5日以内に判決の言渡しをしなければならないものとする。
- 5 その他は、現行即決裁判し続の例によるものとする。

【検討課題】

1 総論的な課題

- 簡易迅速な処理し続として有効・円滑に機能するか。

[検討の視点]

- ・ 簡易迅速な処理に適する事件類型
- ・ 検察官が制度を活用するメリット
- ・ 被告人側にとってのメリットや動機付けの仕組み
- ・ 量刑判断に要する証拠調べの必要性 (情状立証の準備を含む。)
- ・ 裁判所の量刑判断に要する期間
- ・ 刑の一部の執行猶予制度との関係

2 具体的な制度内容

- 対象事件は、現行の即決裁判し続の対象事件 (死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除く事件) に加えて、常習累犯窃

盗等も対象とするか。

- 検察官の申立ての要件として、現行の即決裁判手続と同様の事情（事案が明白であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれること）に加え、事案が重大ではないことなどを考慮するものとするか。
- 手続保障の内容をどのようなものとするか。
- 科刑制限をどの程度にすることが適切か（3年でよいか。）。
- 判決の言渡し時期についてどう考えるか（例えば、具体的な期間を明示せず、できる限り早期に言い渡すものとするかは相当か。）。
- 上訴制限について、即決裁判手続と同様とするか。